

醸成も十分でなかったことから、社内において適切な財務報告を行うという視点や意識が欠け、上記事実を未然に防止、早期に発見することが出来なかった。また、注文書が発行されない特殊な慣例取引であることも相俟って、業務プロセスに関する内部統制も十分に機能せず不適切な会計処理がなされていた。

- ・旭テックは、管理部門を軽視する傾向にあり、工事担当者から経理担当者へ工事内容に関する十分な情報提供がなされていなかった。そのため、経理担当者は工事内容を詳細に知りえず、本来の牽制機能を十分に発揮することができなかった。

また、当社が親会社として、旭テックにおける不適切な会計処理を防止できなかったことについては、以下のような原因があったものと考えております。

- ・当社は、子会社等に対し、役員派遣や内部監査室による内部監査、管理本部による指導等を通じ、統制を図ろうとしたが、従前のやり方に委ねる部分も多く、モニタリングをはじめとしたグループ内部統制を十分に機能させることができなかった。
- ・当社は、子会社等に対し、規範意識や会計リテラシーを理解して行動するための研修等を通じたコンプライアンス意識の醸成・保持に関する指導が不十分であった。

当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、当社及び旭テックの全社的な内部統制及び旭テックの業務プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記の開示すべき重要な不備については当事業年度末日後に認識したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することはできませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会の指摘・提言を踏まえ、以下のとおり、実効性のある再発防止策を策定の上、適正な内部統制の改善を図ってまいります。

再発防止策（基本方針）

1. 牽制機能を果たし得る組織への転換
2. 当社によるグループ内部統制機能の強化
3. コンプライアンス意識の涵養及び研修等を通じた指導
4. 内部統制を強化するための施策

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見
限定付適正意見となっております。

以 上